

専決処分報告（訴えの提起）

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件3件について、次のとおり訴えを提起する。

| 番号 | 専決処分年月日 事件名 相手方 | 請求の原因 | 請求の趣旨 |
|----|---|---|---|
| 1 | 令和元年7月24日 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第1474号 建物明渡請求事件 南区川沿団地の入居者 | 相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。 | (1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃324,500円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、令和元年5月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。 |

| 番号 | 専決処分年月日 事 件 名 相 手 方 | 請求の原因 | 請求の趣旨 |
|----|--|-------|---|
| 2 | 令和元年7月24日 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第1475号 建物明渡請求事件 白石区白石中央団地の 入居者 | 1に同じ。 | (1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃154,400円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成31年4月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。 |
| 3 | 令和元年7月24日 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第1476号 建物明渡請求事件 清田区ファン平岡の入 居者 | 1に同じ。 | (1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃296,140円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 2の(3)に同じ。 |